

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年6月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

番の州地区海水取水送水施設主ポンプ設備機器更新等業務

（2）委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年7月16日（水）午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（番の州地区海水取水送水施設主ポンプ設備機器更新等業務）」とすること。

提出先：kigyoritti@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和7年6月26日から令和7年7月2日まで（香川県の休日を含める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番10号

香川県商工労働部企業立地推進課（県庁東館 6 階） 総務・立地支援グループ

電話番号 087-832-3357

なお、希望者には電子メールにて交付を行う。

5 現地説明会

令和 7 年 7 月 4 日（金）午前10時から午前10時30分まで

坂出市瀬居町西浦漁港地先 番の州地区海水取水送水施設内

連絡先 香川県商工労働部企業立地推進課（県庁東館 6 階） 総務・立地支援グループ

電話番号 087-832-3357

（上記 4 の入札説明書交付時に現地説明の参加の有無を申し出ること）

現地説明会の参加は必須ではないが、契約後に現地未確認を理由とする契約変更の申出は受け付け
ないので留意すること。

6 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 3 時まで（休日を除く。）
に、4 に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和 7 年 7 月 7 日（月）午前10時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を
受けた者全員にメールで送付する。

7 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和 7 年 7 月16日（水）午後 5 時

（2）開札の日時

令和 7 年 7 月17日（木）午前10時

（3）開札の場所

香川県商工労働部企業立地推進課

8 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定 する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定す る信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

9 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 7 年 7 月 9 日午後
3 時までに、入札（契約）保証金減免申請書を 4 に示した場所に提出すること。審査の結果は、令
和 7 年 7 月10日までに通知する。

10 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有し、かつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた者
- (6) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 平成31年度から令和6年度までの期間において、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体から、本入札公告に係る業務内容と同等又は同等以上の業務を元請として受注し、実施した実績がある者であること。
- (8) 本公告に示した業務に対する、迅速な維持管理サービス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 第1種電気工事士又は第3種電気主任技術者相当以上の資格を有し、この種の業務に経験豊富な技術員に従事させることが可能であること。
- (10) その他入札説明書及び仕様書記載の要件をすべて満たす者であること。

11 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書の中で提出を求められている書類を令和7年7月9日午後3時までに4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年7月10日までに通知する。

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

13 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

14 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書の交付を受けることは、入札参加資格でもあるので、留意すること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (5) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。